

今泉小学校いじめ防止基本方針

(最終改訂 令和3年4月1日)

はじめに

本校では、「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

このたび、平成29年10月に、市が「宇都宮いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、本校の基本方針を改訂した。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

(1) 基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。

(2) いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。
- ・児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

②いじめの早期発見

- ・いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

③いじめの対処

- ・いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④家庭、地域との連携

- ・家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・家庭に対し、児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・地域に対し、児童を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤関係機関等との連携

- ・必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、特定の教員が抱え込むことなく、組織的に対応することが重要であることから、児童指導校内対策委員会（いじめ等対策委員会）を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合は、速やかに校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認を行う場合は、本組織を主体とし、必要に応じて構成員を加えるなどする。また、急を要し開催する場合などは、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

①児童指導校内対策委員会（いじめ等対策委員会）

〔構成員〕 校長・副校長・教務主任・児童指導主任(相談窓口担当)・学年主任・養護教諭
各担当者・スクールカウンセラー(地域学校園SCを含む)・その他校長が必要と認めた者

〔取組内容〕

- ・いじめの防止等の全体指導計画の立案、改善
- ・校内研修会の企画・立案
- ・定期的なアンケートや教育相談の実施と、結果の分析、情報共有
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・いじめの事実確認及びいじめの認知の判断

- ・指導計画の実施状況の把握と改善
- ・情報交換
- ・いじめが疑われる案件の事実確認判断 など

②校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

(2) いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については、市、家庭、地域、関係機関等と連携して行う。また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全教職員が「いじめ対応ハンドブック」等を活用したり、認知したいじめについては、いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用したりしながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また、本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを、学校のホームページや各種たよりで公開したり、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えたりして、積極的に周知する。

①いじめの防止

「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・いじめ根絶に向けた学校間における情報交換
泉が丘地域学校園児童生徒指導強化連絡会（学期に1回）
- ・地区内巡回指導の実施（月2回 長期休業中）
- ・学校園でともに取り組むあいさつ運動の実施
- ・中学校入学予定者に関する情報交換会の実施とクラス編成会議（1月～3月）

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・児童会主体の「いじめゼロ集会」の実施
- ・「生命の大切さ」「思いやり」「差別を許さない心」「互いに認め合う態度」等の育成のための道徳科の授業や学級活動の実施
- ・教育相談週間の実施
- ・イエローリボンの配付、「いじめゼロ」に関する具体的指導
- ・学校だより、児童指導だより等での保護者への啓発

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・道徳教育と関連を図った体験活動の実践
- ・9年間を見通した地域学校園の重点目標の設定
- ・地域学校園の重点目標に関わる道徳科の授業の充実

エ 児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・児童会によるいじめ根絶スローガン発表、ポスター作成
- ・児童会によるあいさつ運動、クラス巡回
- ・いじめの未然防止に向け、道徳科の授業や学級活動などにおいて、児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるような、議論などを行う機会や場の設定

オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組の積極的な推進
- 1年生 約束やきまりを守る

- 2年生 人のつくったものを大切にする
- 3年生 相手の気持ちを考えて行動する
- 4年生 掲示板を利用するときのルールやマナーについて知る
- 5年生 掲示板の利点と注意点を理解する，ブログを利用するときのルールやマナーについて知る
- 6年生 ネット上のコミュニケーションについて考える，チェーンメールを受け取ったときの対処法などを知る

カ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対する理解促進

- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係わる児童に対するいじめ，児童個々の特性が関係するいじめ，東日本大震災被災児童に対するいじめを防止するための教職員への理解促進や，児童への指導の充実
- ・教職員に対する，LGBTの認識を深めるための研修の実施
- ・東日本大震災被災児童の確認(4月)

②いじめの早期発見

児童が相談しやすい環境を整備するとともに，教職員は児童理解を深め，信頼関係の構築に努める。

ア 児童，保護者への相談窓口等の周知

- ・担任，副校長等から保護者に連絡を取ることで学校との相談の場の設定
- ・スクールカウンセラーの活用や来校日の定期的な保護者への伝達
- ・必要に応じてのスクールカウンセラーと保護者，児童とのつなぎ

イ スタンダードダイアリーの活用

- ・連絡帳部分を活用した，保護者との情報交換
- ・相談コーナーを活用した日常的な教育相談
- ・いじめゼロ宣言，宮っ子の誓い等を利用した啓発

ウ 児童への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・年4回以上（必要に応じて随時）の「友だちアンケート」の実施
- ・年2回の教育相談週間の実施

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と，家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・校長だより，児童指導便り等による保護者への啓発
- ・児童への実態調査の実施
- ・インターネットを通じて行われるいじめについては，潜在化が懸念されることから，教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用したり，家庭との連携を図ったりするなど，ネットいじめを早期発見
- ・家庭に対して，スマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについての啓発
- ・いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく，ネットいじめをはじめ，全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの児童への指導

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・年度初めの全校の配慮児童に関する共通理解を目的とした研修
- ・教職員一人一人が，多様化するいじめ事案の要因や背景，またその対応について理解し，いじめに対する指導力を高めることができるよう，いじめに関する校内研修マニュアルを活用した指導法や対処法に関する研修
- ・週1回全職員で実施する児童指導に関する情報交換を通じた研修

カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・いじめの疑いのある事案が発覚した場合の、児童指導校内対策委員会（いじめ等対策委員会）による、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的な判断
- ・認知したいじめについての保護者との連携

③いじめの対処

いじめが起きた時は、児童指導校内対策委員会（いじめ等対策委員会）が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。また、確認した事実や指導内容、保護者や関係機関との連携など、一連の対応について適切に記録に残す。

○いじめが発生した場合には、以下の通り対応する。

ア 児童指導校内対策委員会（いじめ等対策委員会）を中心として事実確認や対応方針を決定する。

- ・被害者、加害者、関係児童から事情を聞くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り客観的な事実関係の把握に努めるとともに、記録を残す。

イ いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた児童の安全確保、いじめを行った児童に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等を行う。

ウ 「いじめの解消」については以下の通りとする。

- ・いじめに係わる行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害者児童が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者との面接等により確認した状態。なお、被害の重大性から解決には3か月以上の期間が必要と判断される場合には、児童指導校内対策委員会（いじめ等対策委員会）にて、より長期の期間を設定する。

エ いじめの解消に向けて、児童指導校内対策委員会（いじめ等対策委員会）において、スクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解。特に児童への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携する。

オ いじめの解消に向けた保護者と連携する。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市・関係機関等とも連携する。

④家庭、地域及び関係機関・団体等との連携

ア PTAとの連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用し、家庭への啓発を行う。

イ 青少年育成関係団体や魅力ある学校づくり地域協議会など地域団体との連携を図り、登下校時の見守り活動やあいさつ運動などを行い、いじめの疑いがある場合には、速やかに情報提供に努めるよう周知を図る。

ウ いじめが、犯罪行為として取り扱われる場合や、児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合には、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、適切に援助を求める。また、事案に応じて、児童相談所や教育委員会等と連携を図る。

3 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくはいじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、児童指導校内対策委員会（いじめ等対策委員会）が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

4 取組の充実に向けて

- 本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携のもとに推進する。
- 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「児童指導校内対策委員会（いじめ等対策委員会）」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど、PDCAサイクルを踏まえて、取組内容や取組方法を改善する。